

令和5年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和5年7月21日(金曜日)
午前9時58分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第27号 美唄市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件
[総務・文教]
2 議案第28号 美唄市文化財保護条例の一部改正の件 [総務・文教]
3 議案第29号 美唄市火災予防条例の一部改正の件 [総務・文教]
4 議案第30号 契約締結の件(美唄市し尿処理場解体工事) [産業・厚生]
5 議案第31号 美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
[産業・厚生]
6 議案第32号 美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 [産業・厚生]
7 議案第33号 美唄市字の名称及び区域変更の件 [産業・厚生]
8 議案第34号 令和5年度美唄市一般会計補正予算(第3号)
[予算審査特別]
9 議案第35号 令和5年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)
[予算審査特別]
第3 議案第55号 美唄市固定資産評価審

- 査委員会委員選任の件
第4 承認第5号 総務・文教委員会所管事務調査の件
第5 承認第6号 産業・厚生委員会所管事務調査の件
第6 承認第7号 議会運営委員会所管事務調査の件
第7 意見書案第2号 農畜産物の安全性並びに生産継続のための防疫の徹底に関する意見書
第8 意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
第9 意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書
第10 意見書案第5号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
第11 意見書案第6号 すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
第12 意見書案第7号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書

◎出席議員(14名)

議長	谷村知重君
副議長	楠徹也君
1番	永森峰生君
2番	伊原潤司君
3番	江川いつみ君
4番	海銚則秀君
5番	古賀崇之君
6番	吉岡建二郎君

7番	本郷幸治君
8番	齋藤久美夫君
9番	山上他美夫君
10番	森明人君
11番	川上美樹君
13番	松山教宗君

◎出席説明員

市長	桜井恒君
総務部長	猪谷憲恭君
市民部長	松田公史君
保健福祉部長	川西勝幸君
経済部長	土屋貴久君
都市整備部長	清水真史君
市立美唄病院事務局長	藤井俊禎君
消防長	菅原利彦君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	上村名津美君

教育長	石塚信彦君
教育部長	村上孝徳君

選挙管理委員会委員長	中田礼治君
選挙管理委員会事務局長	伊藤和広君

農業委員会会長	今田邦彦君
農業委員会事務局長	高橋修也君

監査委員	西尾正君
監査事務局長	橋本光明君

◎事務局職員出席者

事務局長	門田昌之君
次長	新宗晃君

午前9時58分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

9番 山上他美夫議員

10番 森明人議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第27号美唄市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件ないし順序9、議案第35号令和5年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)の以上9件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第27号ないし議案第29号の以上3件について、森総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長森明人君(登壇)ただいま議題となりました、議案第27号美唄市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件、議案第28号美唄市文化財保護条例の一部改正の件及び議案第29号美唄市火災予防条例の一部改正の件の以上3件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、7月19日、委員会を招集して、審査いたしました。

はじめに、議案第27号に対する質疑・答弁について申し上げます。

職員の引っ越しに対する移転料ということ

であるが、具体的にどういった引っ越しのときにこれが適用されて、職員に支給されるのか。また、どのような支給事例があるのか、との質疑に対し、直近の実績としては、主に派遣研修で職員をほかの自治体や団体、国の機関に派遣するときに支払っており、令和5年度は総務省、農林水産省、東川町に派遣した3人に移転料を支払っている。また、令和4年度末で派遣終了し、総務省、農林水産省から美唄に帰ってきた職員へも、引っ越しが伴うため、移転料を支払っている、との答弁がありました。

次に、議案第28号に対する質疑・答弁について申し上げます。

市の指定文化財となった施設を存続させるために、建築基準法の適用除外申請を行うための条例改正と理解するが、どの文化財が該当する施設なのか、との質疑に対し、今回、適用除外の該当となる施設は、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄のアートスペースである。適用除外を受ける内容は、200平方メートルを超える施設を講演会等のイベントの用途で使用する場合は建築基準法の適用となる、という部分を適用除外し、イベント等を行えるようにするためのものである、との答弁がありました。

次に、議案第29号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

急速充電設備の出力の上限が撤廃されるとあるが、美唄市内に急速充電設備はどのくらいあるのか。また、200キロワットの上限が撤廃となった背景にはどのような状況があったのか、との質疑に対し、現在、美唄市内に急速充電設備はなく、近隣では、岩見沢サービ

スエリアや砂川ハイウェイオアシス、自動車ディーラーに設置されている。また、上限を撤廃した理由としては、国で検討会を重ねた結果、今後、大容量の急速充電が必要な電動バスや電動トラックの需要増加が見込まれ、200キロワットを越える高出力でも火災の発生が確認されていないことから、改正することとなった、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第27号ないし議案第29号の以上3件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第30号ないし議案第33号の以上4件について、齋藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長齋藤久美夫議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第30号契約締結の件(美唄市し尿処理場解体工事)、議案第31号美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第32号美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件及び議案第33号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上4件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、7月19日、委員会を招集して審査いたしました。

はじめに、議案第30号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

美唄市し尿処理場解体工事の令和5年度について、外壁・内壁等のアスベスト除去、焼

却炉・煙突のダイオキシン除去とあるが、国からの補助金はあるのか、との質疑に対し、美唄市し尿処理場解体工事の外壁・内壁等のアスベスト除去、焼却炉・煙突のダイオキシン除去について、国の補助金はない、との答弁がありました。

次に、議案第31号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

本条例の一部改正について、親権者等の権利「懲戒権」を削ることの影響及び懲戒権とはどのような権利なのか、との質疑に対し、懲戒権は、親権者等が監護及び教育するにあたり、非行や過誤を矯正するために身体または精神に苦痛を与えることとされており、児童虐待を正当化する口実になっているとの指摘から、懲戒権関係の規定を削るものとなっている、との答弁がありました。

次に、議案第32号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

補足説明の際に、提出されている参考資料の改正内容と条例の番号が違う箇所が何点かあったため、違う理由について、との質疑に対し、補足説明した際の条例の番号について、今回、懲戒権が削除されたため、条項が一つ減ったことにより、番号が一つずつ繰り上がった新しい条例の番号で説明した、との答弁がありました。

なお、議案第33号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第30号ないし議案第33号の以上4件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わ

ります。

●議長谷村知重君 次に、議案第34号及び議案第35号の以上2件について、川上予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長川上美樹君(登壇) ただいま議題となりました、議案第34号令和5年度美唄市一般会計補正予算(第3号)及び、議案第35号令和5年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、7月20日、委員会を招集して、審査いたしました。

結果といたしまして、議案第34号及び議案第35号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 これより、議案第27号ないし議案第29号の以上3件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第27号美唄市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件ないし議案第29号**

美唄市火災予防条例の一部改正の件の以上3件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第30号ないし議案第33号の以上4件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第30号契約締結の件（美唄市し尿処理場解体工事）ないし議案第33号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上4件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第34号及び議案第35号の以上2件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第34号令和5年度美唄市一般会計補正予算（第3号）及び議案第35号令和5年度美唄市下水道事業会計補正予算（第1号）の以上2件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、議案第55号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井恒君（登壇） ただいま上程されました、議案第55号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、吉村俊子委員が9月1日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、新たに森川雅夫を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第55号については、特にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、**議案第55号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第4、承認第5号総務・文教委員会所管事務調査の件ないし日程の第6、承認第7号議会運営委員会所管事務調査の件の以上3件を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布の承認書のとおり、各委員長より調査を要する旨の通知

がありました。各委員長通知のとおり、閉会中も調査を認めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中も調査を認めることに決定いたしました。

●議長谷村知重君 次に日程の第7、意見書案第2号農畜産物の安全性並びに生産継続のための防疫の徹底に関する意見書ないし日程の第12、意見書案第7号安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書の以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

はじめに、意見書案第2号ないし意見書案第4号の、以上3件について、13番松山教宗議員。

●13番松山教宗議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第2号ないし意見書案第4号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

農畜産物の安全性並びに生産継続のための防疫の徹底に関する意見書

2020年2月から北海道でも新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、政府の新型コロナウイルスの水際対策により外国人の入国制限がなされ3年が経過しました。

2019年（令和元年）の訪日外国人旅行者数は、過去最高となる3,188万人（対前年比2.2%増）であり、2年連続3,000万人を突破していました。北海道の観光入込客数（延べ人数）は2019年度

の1億4,387万9,900人から、2021年度は8,531万1,900人と減少しましたが、昨年10月から水際対策が大幅に緩和され、また、本年5月からは新型コロナウイルス感染症の法律の位置づけが5類感染症となり、外国人観光客も北海道に徐々に戻ってきています。

美唄市では、札幌市と旭川市の中間に位置し、国道12号と道央自動車道、JR函館本線が南北に縦貫する交通の要衝としての立地を生かして、総合計画において地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくりを掲げ、基幹産業である農業などの地域資源を生かした交流人口の増加、美唄らしい関係人口の創出・拡大に取り組んでいるところであります。

こうした取り組みにより交流人口が増加することは望ましいことではありますが、一方で、人間の疾病だけに限らず、外部から動物や植物の病害がもたらされることが懸念されます。国、北海道では植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づき、病害虫防除所や家畜衛生保健所を配置し、農畜産物を守る体制が整備されており、情報メディアを活用した意識啓発も行われています。

しかしながら、近年、畜産では口蹄疫、豚コレラ、鳥インフルエンザが、農産物では植物寄生性線虫などの発生、その拡大が懸念されており、農業者、農業関係機関のみならず、国民、行政機関、民間企業への意識啓発活動と、その対策を積極的に強化する取り組みが求められています。過去にこれらの疾病や病害虫の被害で、生産地に甚大な経済被害を及ぼしたケースもあり、農業を基幹とする美唄市でも生産者の多くに不安の声は絶えません。ここに農畜産物の安全性並びに生産の継続を確保するため、防

疫のより一層の強化とその徹底のため、次の措置を強く要望します。

記

- 1 空港や特定重要港湾及び重要港湾、JR主要駅、主要バスターミナル設置者に対し消毒マットを設置するなど、防疫対策を講じること。
- 2 防疫の観点から農場への侵入に関する注意喚起を目的とした国民・企業に向けた広報活動を定期的に行うこと。
- 3 ホテル、ゴルフ場、商業施設など旅行者が多く訪れる施設に消毒マットの設置について啓蒙活動を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年7月21日

北海道美唄市議会

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実

質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要であります。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発展させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラッチな

どの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスのエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年7月21日

北海道美唄市議会

地方財政の充実・強化に関する意見書

令和6年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻による物価の高騰による新たな行政需要なども把握しながら、地方財政の確立に向け、以下の項目について実現することを強く要望します。

記

1 社会保障、防災、物価高騰対策、地域公共交通、人口減少、デジタル対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源の確保を図ること。

2 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における医療提供体制等について、自治体で混乱が生じることのないよう、十分な財政措置や速やかな情報提供などを行うこと。

3 子育て、地域医療の確保など急増する社会保障ニーズが、一般行政経費を圧迫することから、十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。

4 デジタル・ガバメント化における、自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえ、より柔軟に対応すること。

5 保育施設の配置基準や職員の処遇改善、会計年度任用職員の雇用確保や処遇改善などの財政需要を十分に満たすこと。

6 「まち・ひと・しごと創生事業」として確保されている1兆円について、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、恒久的な財源とすること。

7 地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むとともに、地方交付税のもつ機能を強化し、段階補正を拡充するなど、小規模自治体に配慮した対策を講じること。

8 豪雪地域における道路等の除排雪は、自治体財政を圧迫しています。このため、除排雪費に充当できる国の補助金や特別交付税の交付に当たっては、支出された除排雪費が全てカバーできるように、その算定のしくみを改善すること。

9 物価の高騰は、生活者や事業者の営みと共に自治体の事業実施を困難にさせています。こうした現状の著しい変化に対する効果的な財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 5 年 7 月 21 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 次に、意見案第 5 号ないし意見書案第 7 号の、以上 3 件について、4 番海鉾則秀議員。

●4 番海鉾則秀議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第 5 号ないし意見書案第 7 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

2023 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く人の暮らしはコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻による物価の高騰により一層厳しく、特に、年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも 46.7 万人と、給与所得者の 24.3%に達しています。また、道内の常用労働者 216 万人(内パート労働者 64.7 万人)のうち、45 万人を超える労働者が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針 2022 において「できる限り早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指す」ことが堅持され、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様に表記されました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、近年の物価上昇は個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2023 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 「できる限り早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額 1,054 円)を下回らない水準に改善すること。
- 3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金の利用を促進し、最低賃金の大幅

引き上げを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 5 年 7 月 21 日

北海道美唄市議会

すべての子どもにゆたかな学びを 保障する高校教育を求める意見書

道教委は、「これからの高校づくりに関する指針」に基づき、毎年度、中卒者数減などを理由に、高等学校の募集停止や再編・統合を行う「公立高等学校配置計画」を進めてきました。これにより道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が増加しています。

地元には高校がなくなった子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、地域経済や文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっっています。このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかであります。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態の確立や学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障してい

くべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分に反映させた新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要であることから、以下の項目について、強く要望します。

記

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を 30 人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の 5 年間の年限を撤廃すること。
- 4 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 5 年 7 月 21 日

北海道美唄市議会

安心して必要な介護を受けられるように
制度の改善を求める意見書

介護保険制度は2000年に「高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組み」として創設されましたが、必要なサービスを利用できない実態がひろがり、約9.5万人（厚生労働省「雇用動向調査」2021年）が家族の介護を理由として離職しており、支援強化が緊急に求められています。

2024年の介護保険制度の改定に向け、厚生労働省の社会保障審議会介護事業者団体などから強い反対があった「要介護1・2の生活援助サービスなどの地域支援事業への移行」「ケアプランの有料化」は、27年度から第10期計画までに結論を出すと見送る一方で、23年夏までに「利用料2割負担の対象拡大」「一定所得を超える65歳以上の介護保険料引き上げ」について、23年度中に「老健施設などの多床室の有料化」についての結論を出としています。

65歳以上の介護保険料は、制度開始時の月額2,911円が21年は6,000円超と倍以上に高騰（全国平均）しています。これ以上の利用者への負担増加は、介護保険の利用に新たな困難をもたらし、介護サービスの利用控えにつながる懸念があります。

また、美唄市の高齢化率が令和5年5月の住民基本台帳の人口を元に算出すると約43.9%であるように、地方では人口減少に比例して急速に高齢化が進んでいます。高齢化に伴い介護需要が増加する一方で、職場の人手不足は深刻です。行き届いた介護を実現するために、介護報酬の引き上げなどで介護従事者の処遇を改善することが必要です。

よって、国においては、必要な介護を受けられないような事態が起きないように利用者負担の増加につながるような見直しはやめると、国の負担割合を引き上げて支援を強めるこ

と、介護職員の賃金引き上げなどの処遇改善を行うことなど、制度の抜本的改善を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年7月21日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、意見書案第2号ないし意見書案第7号の以上6件については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第2号農畜産物の安全性並びに生産継続のための防疫の徹底に関する意見書ないし意見書案第7号安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書の以上6件は、原案のとおり可決**されました。

●議長谷村知重君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和5年第2回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前 10 時 41 分 閉会

